

身の回りの製品でトラブル?

身近な製品による事故・トラブルの原因を知り、使用上注意すべき点や被害の救済制度について学びます。教材では、高校生に身近なドライヤーなどの電気器具やガスカセットコンロ、コンタクトレンズの誤った使用方法や、クリーニングトラブルについて取り上げました。

(1) 製品事故の防止に関わる法律・制度

●消費生活用製品安全法〔昭和49(1974)年施行〕

消費生活用製品の安全性を確保するための法律で、ガス瞬間湯沸器による一酸化炭素中毒事故や家庭用シユレッターの事故などを受けて改正され、重大製品事故の報告義務や公表制度が新設されました。

○重大製品事故情報報告・公表制度〔平成19(2007)年5月施行〕

重大製品事故(死亡・重傷病・後遺障害・一酸化炭素中毒事故、火災等)が発生したことを知った製造・輸入事業者は、そのことを知った日から10日以内に製品の名称、事故の内容等を消費者庁に報告しなければならず、消費者庁は報告を受けた事故情報を迅速に公表します。

○長期使用製品安全点検・表示制度〔平成21(2009)年4月施行〕

〔安全点検制度〕

対象製品: 屋内式ガス瞬間湯沸器(都市ガス用、LPガス用)、屋内式ガスふろがま(都市ガス用、LPガス用)、石油給湯機、石油ふろがま、密閉燃焼式石油温風暖房機、ビルトイン式電気食器洗機、浴室用電気乾燥機<※対象製品の所有者は、所有者登録を行い、メーカーから通知される点検期間に点検を受ける責務があります。>

〔安全表示制度〕

対象製品: 扇風機、エアコン、換気扇、洗濯機(洗濯乾燥機を除く)、ブラウン管テレビ<※対象製品の製造・輸入事業者は、消費者に長期使用時の注意喚起を促す表示を行う義務があります。>

●製造物責任法(PL法=Product Liability Act)〔平成7(1995)年施行〕

製品の欠陥によって生命、身体又は財産に損害を被った場合に、被害者が製造事業者などに対して損害賠償を求めることができます。

損害賠償を受けるためには、被害者が①製造物に欠陥が存在していたこと②損害が発生したこと③損害が製造物の欠陥により生じたことを明らかにしなければなりません。製品事故が発生した場合は、製品を保管し、写真を撮っておくなど現場の状況を確認・記録することが重要です。


被害者救済の充実を図るため、製品分野別に設けられた民間のPLセンターに相談ができます。

(2) 製品に表示されているマークの例

<法律に基づく義務マーク> マークがないものは販売できません。




マーク名(法律名)	対 象	対 象
PSCマーク (消費生活用製品安全法)	【特別特定製品】 乳幼児用ベッド、携帯用レーザー応用装置、浴槽用温水循環器(ジェット噴流バス、24時間風呂等)、ライター	【特別特定製品以外の特定製品】 家庭用の圧力なべ及び圧力がま、乗車用ヘルメット、登山用ロープ、石油給湯機、石油ふろがま、石油ストーブ
PSEマーク (電気用品安全法)	【特定電気用品】 電気温水器、電気ポンプ、電動式おもちゃ、自動販売機 等	【特定電気用品以外の電気用品】 電気こたつ、電気がま、電気冷蔵庫、電気かみそり 等
PSTGマーク (ガス事業法)	【特定ガス用品】 瞬間湯沸器(半密閉式)、バーナー付ふろがま(半密閉式)、ストーブ(半密閉式)、ふろバーナー	【特定ガス用品以外のガス用品】 瞬間湯沸器(開放式、屋外式、密閉式)、バーナー付ふろがま(屋外式、密閉式)、ストーブ(開放式、屋外式、密閉式)、ガスこんろ
PSLPGマーク (液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律)	【特定液化石油ガス器具等】 カートリッジこんろ、瞬間湯沸器(半密閉式)、ストーブ(半密閉式)、ふろがま、バーナー付ふろがま(半密閉式)、ふろバーナー、ガス栓	【特定液化石油ガス器具以外の液化石油ガス器具等】 ガス漏れ警報器、高圧ホース、低圧ホース、耐震遮断器、調整器、瞬間湯沸器(開放式、屋外式、密閉式)、バーナー付ふろがま(屋外式、密閉式)、ストーブ(開放式、屋外式、密閉式)、一般ガスこんろ

<任意マーク> マークをつけるのは事業者の任意です。

マーク名(法律名)	対 象	
JISマーク (工業標準化法)	日用品、台所用品、衣料品、電気用品、家具等さまざまな工業製品 (形状、寸法、品質、耐久度、使用法などが、国が定める基準(日本工業規格)に適合することを民間の第三者機関が認定)	

<損害賠償制度のあるマーク>

マークがついた製品の欠陥が原因で事故が生じた場合、賠償措置が実施されることがあります。

マーク名(認定機関)	表示の基準等	
SGマーク (財)製品安全協会)	消費生活用製品安全法に基づいて制定された(財)製品安全協会の安全性認定基準に合格した製品のみに表示されるマーク。 (乳幼児製品、家具家庭厨房用品、スポーツ・レジャー用品、福祉用具製品等)	
STマーク (社)日本玩具協会)	(社)日本玩具協会が「注意ぶかく作られた安全に使用できるおもちゃ」と認める製品にのみ表示されるマーク。	
SFマーク (社)日本煙火協会)	(社)日本煙火協会が行う検査に合格した国内を流通する国産・輸入品のおもちゃ花火につけられるマーク。	

(3) 取扱い絵表示とクリーニング・トラブル

●家庭用品品質表示法

消費者が日常使用する家庭用品を対象に、品質について事業者が表示すべき事項や表示方法を定め、家庭用品の品質表示を適正でわかりやすくし、消費者が購入に際し不測の損失を被ることがないように、品質表示の適正化を図っています。

衣服の洗濯絵表示は、日本工業規格(JIS)の繊維製品の取扱いに関する表示記号で規定され、洗い方や干し方、アイロンのあて方などの適切な取扱方法が表示されています。

<絵表示の例と見方>

■洗い方



40℃以下の液温で、洗濯機を使って洗える。手洗いも可。



30℃以下の液温で、洗濯機を使って洗える。ただし、弱水流または弱い手洗いがよい。洗剤は中性洗剤を使用する。



40℃以下の液温で、洗濯機で洗う時は洗濯ネットを使用する。



30℃以下の液温で、弱い手洗いがよい。



水洗いはできない。



パークロルエチレン、石油系の溶液でドライクリーニングができる。



ドライクリーニングはできない。

■しぼり方



手でしぼる場合は弱く、遠心脱水の場合は短時間でしぼる。



しぼってはいけない。

■アイロンの掛け方



あて布をして、高温(180~210℃)でかける。



中温度(140~160℃)でかける。



低温度(80~20℃)でかける。



アイロン掛けはできない。

■塩素系漂白剤の可否



塩素系漂白剤による漂白ができる。



塩素系漂白剤による漂白はできない。

■干し方



つり干しがよい。



日陰のつり干しがよい。



平干しがよい。



- ① 取扱い絵表示
(洗濯表示/洗濯マーク)
- ② 繊維の組成
(使用している繊維名)
- ③ 付記用語
(取扱い注意事項)
- ④ 表示者名
(住所・電話番号)

(4) 製品安全についてさらに調べるために

- ・事故情報データバンク <http://www.jikojooho.go.jp>
- ・製品評価技術基盤機構(NITE)による事故情報 <http://www.jiko.nite.go.jp>
- ・兵庫県生活科学総合センターによる商品テスト・研究情報

<http://www6.ocn.ne.jp/~seiken/shouhinntest.jouhouteikyuu.html>

■授業展開例②「製品事故・トラブルについて考えよう」

<学習のねらい>

- ①身近な製品でのトラブルに関心を持ち、製品の正しい使用方法と警告表示の意味を理解する。
- ②製品事故・トラブルは製品の欠陥で起きる場合と、消費者の誤使用・不注意が原因で起きる場合があることを知り、消費者が注意すべき点、被害の救済制度について理解する。
- ③既製品の購入・取り扱いに関心を持ち、クリーニング・トラブルに対処できるようになる。

<授業展開例>

過程	主な学習活動	指導上の留意点・教材のページ
導入	○身近な製品でのトラブル・事故の事例を写真や映像を通して知る。	・製品事故(再現)の写真や映像を入手する。 ※県の生活科学センター、製品評価技術基盤機構(NITE)など
展開	○電気製品やガス用品でどんな製品事故があるか、どんな対策が必要か考える。 ・電気用品(ドライヤー) ・電源コード、テーブルタップ ・ガス用品(ガスカセットコンロ) その他 ○取扱説明書や警告表示を確認して使用しているか、警告表示やPSマーク、SGマークなどの意味を確認する。 ○衣類の取扱い絵表示の意味と適切な衣類の扱い方について確認し、クリーニング・トラブルを防ぐ方法を理解する。 ○製品の安全を図る制度・仕組みについて理解する。 ・製品の欠陥と製造物責任法(PL法) ・長期使用製品安全点検制度および表示制度 ・製品事故情報の収集と公表(消費者庁の役割)	・高校生が家庭や日常で利用する身近な製品で起きたトラブル事例を紹介する。 ※教材p.5、ワークシート②を参照 ・警告表示、PSマーク(PSCマーク、PSEマークなど)、SGマークを拡大したものを見せる。 ※教材p.6を参照 ・衣服の取扱い絵表示を拡大表示し、クリーニングに出すときの注意について解説する。 ※教材p.7を参照 ※ワークシート②を参照 ・ガス湯沸器による一酸化炭素中毒、こんやく入りゼリーによる窒息事故など重大な事故情報が関係省庁で共有されずに対応が遅れたことから、消費者庁に事故情報を一元的に集約して対応することになったことを指摘する。 ※教材p.6を参照
まとめ	○製品を選択・購入する際に気をつけたいこと、表示やマークの見方とその活用についてまとめる。	・本日の学習を振り返り、成果を確認する。

●ワークシート②の解答例

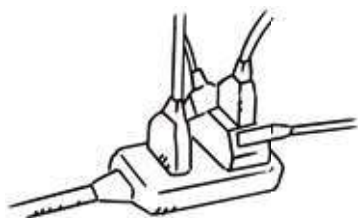
- 1 (1)B (2)C (3)A
- 2 (1)手引き6ページを参照 (2)①:B ②:A ③:F ④:E ⑤:D ⑥:C ⑦:H ⑧:G
- 3 教材6ページ、手引き6ページを参照

製品事故・トラブルについて考えよう

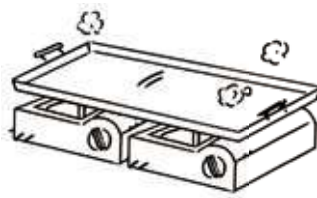
1 下の絵は事故にもつなげる危険な使い方です。どんな危険があるか記号で答えよう。



(1)



(2)



(3)

- A. 爆発して火災になる
- B. ほこりが燃えて火災になる
- C. 過熱して火災の原因になる

2 既製服についている「品質表示」について調べてみよう。

(1) 右上の品質表示をみて、わかることを書こう。



取扱い絵表示	繊維の組成	付記情報	表示者

(2) 取扱い絵表示の意味を選び、記号で答えよう

① ()	② ()	③ ()	④ ()
⑤ ()	⑥ ()	⑦ ()	⑧ ()

- A. 液温は30℃を限度とし、弱い手洗いがよい。
- B. 液温は30℃を限度とし、洗濯機の弱水流または弱い手洗いがよい。洗剤は中性洗剤を用いる。
- C. 手絞りの場合は弱く、遠心脱水の場合は短時間で絞るのがよい。
- D. ドライクリーニングができる。溶剤はパークロルエチレン又は石油系のものを使用する。
- E. アイロンがけはできない。
- F. 塩素漂白剤による漂白はできない。
- G. 日陰の平干しがよい。
- H. つり干しがよい。

3 次のマークを調べ、その名称と意味を書こう。
